

策 定	平成 5 年
変更 (第1回)	平成12年
変更 (第2回)	平成18年
変更 (第3回)	平成22年
変更 (第4回)	平成26年
変更 (第5回)	平成28年
変更 (第6回)	令和 元年
変更 (第7回)	令和 3 年
変更 (第8回)	令和 5 年

農業経営基盤強化の促進に関する基本構想

「^{っ ち}農地に学ぼう さんさん日高」

令和 5 年 9 月

高知県 日高村

目 次

- 第1 農業経営基盤強化の促進に関する目標
 - 1 日高村農業の概要
 - 2 日高村農業の現状と課題
 - 3 農業経営基盤強化の促進に関する取り組みについて
 - 4 農業経営基盤強化の促進に関する具体的手法について
 - 5 農業経営基盤強化を促進する推進体制

- 第2 効率的かつ安定的な農業経営の指標
 - 第2の2 新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の基本的指標

- 第3 第2及び第2の2に掲げる事項のほか、農業を担う者の確保及び育成に関する事項
 - 1 農業を担う者の確保及び育成の考え方
 - 2 市町村が主体的に行う取組
 - 3 関係機関との連携・役割分担の考え方
 - 4 就農希望者のマッチング及び農業を担う者の確保・育成のための情報収集・相互提供

- 第4 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標
その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項
 - 1 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標
 - 2 その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項

- 第5 農業経営基盤強化促進事業に関する事項
 - 1 利用権設定等促進事業
 - 2 第18条第1項の協議の場の設置の方法、第19条第1項に規定する地域計画の区域の基準その他第4条第3項第1号に掲げる事業
 - 3 農地中間管理事業の実施を促進する事業
 - 4 農用地利用改善事業の実施を促進する事業
 - 5 委託を受けて行う農作業の実施を促進する事業
 - 6 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の育成及び確保を促進する事業
 - 7 その他農業経営基盤強化を促進するために必要な事業

- 第6 その他

- 別紙1

- 別紙2

第1 農業経営基盤強化の促進に関する目標

1 日高村農業の概要

日高村は、高知県南西部に位置し、その温暖な気候を生かして稲作を主体とする農業を展開してきたが、経営の基盤強化のため、一部農家で施設園芸の導入が行われ、耐候性ハウス団地が整備された。特に、高糖度トマトは、共同選果場に光センサーを導入し糖度判別を行うことで、ブランド化を図ってきた。露地野菜では、生姜やオクラなども栽培されており、水稻との複合経営による営農がされている。

また、山間部において、約14haのほ場での茶の栽培もおこなわれており、市場流通とともに、6次産業化にも取り組んでいる。

2 日高村農業の現状と課題

日高村の農業構造については、少子高齢化による農業の担い手不足が深刻化している。また、農業用機械、資材等の高騰により、農業経営を圧迫している。

離農した農家の農地は、個人に集約されてきているが、面的集約がされないため、作業効率が悪く、大規模農家の育成にはつながっていない。

そのような実情を鑑みて、平成27年2月に、農業機械の共同利用、集落の農地を面的に集積して営農する集落営農組織が1組織設立された。

また、本郷地区に形成されているトマトハウス団地では、近年、若者が就農するなど、今後の地域農業の中心的立場を担っていく農家が精力的に経営に取り組んでいる。さらに、平成28年9月にはJA出資型法人(株)コスモスアグリサポートが設立されたことや、平成29年1月にはイチネンHDが農業参入するなど、大規模な法人での農業経営も行われている。これらの法人が、新規就農希望者に対する農業研修の場や、新たな雇用就農先となることで、今後より一層の新規就農者確保が期待されている(令和5年3月(株)コスモスアグリサポート解散)。

3 農業経営基盤強化の促進に関する取り組みについて

日高村は、このような地域の農業構造の現状及びその見通しの下に、農業が職業として選択し得る魅力とやりがいのあるものとなるよう、将来(概ね5年後)の農業経営の発展の目標を明らかにし、効率的かつ安定的な農業経営を育成することとする。

4 農業経営基盤強化の促進に関する具体的手法について

日高村は将来の農業を担う農業経営者の意向その他の農業経営に関する基本的条件を考慮し、需要の動向に対応しうる生産性の高い農業生産構造を確立するため、農業生産基盤の整備、農用地の利用集積等を推進し、地域の実態に即した農業生産を図る。

また、地域ぐるみで農業振興施策を推進することの重要性を踏まえ農業者と農業関係機関が一体となり、生産組織の育成、産地の育成、集落を中心とした集落営農組織の育成、若い農業者及び女性農業者の確保・育成及び中山間地の高齢者農業の経営改善に努める。

(1) 新規就農者の確保・育成

新規就農者の確保・育成については、日高村、高知県農業協同組合、高知県中央西農業振興センター、日高村農業委員会で構成する「日高村地域担い手育成総合支援協議会」によって、就農支援に関

する情報発信や就農相談、基礎的知識や実践的な農業技術を習得する研修、就農後のフォローアップまで一貫して支援する体制を整備している。日高村地域担い手育成総合支援協議会を中心とした関係機関で、人材確保・育成機能をさらに強化し、連携した支援を一層進め、年間1人以上の新規就農者の確保を目標とする。

(2) 経営体の強化

農業経営の改善による望ましい経営の育成を図るため、土地利用型農業による発展を図ろうとする意欲的な農業者に対しては、農地の出し手と受け手に係る情報の一元的把握の下に両者を適切に結びつけて利用権設定等を進める。農地中間管理事業も活用し、土地利用調整を全村的に展開して集団化・連担化した条件で担い手農業者に農用地が利用集積されるよう努める。

農業経営は、社会的、経済的な面で経営そのものが非常に難しい局面展開になっているが、職業として魅力ある農業経営体を育成するうえで、今後、国、県等の各種補助事業の積極的な導入により、有効的な事業の実施を行う。

また、農業関係職員連絡協議会等の活動を強化し、農業経営に関する研修会の実施、市場調査、栽培技術指導を行い農業経営の発展に努める。更に、集約的な経営展開を助長するため、高知県中央西農業振興センター等の指導の下に、既存施設園芸の栽培技術の向上による高収益化を推進する。

(3) 集落営農組織等の法人化の推進

集落営農組織を中心とした生産組織は、効率的な生産単位を形成する上で重要な位置づけを占めるものであると同時に、組織経営体への経営発展母体として重要な位置づけを持っており、オペレーターの育成、受委託の促進等を行うことにより地域及び営農の実態等に応じた生産組織を育成するとともに、その経営の効率化を図り、体制が整ったものについては法人形態への誘導を図る。

(4) その他の取り組み

効率的かつ安定的な農業経営と小規模な兼業農家、生きがい農業を行う高齢農家、土地持ち非農家等との間で補助労働力の提供等による役割分担を明確化しつつ、地域資源の維持管理、農村コミュニティの維持が図られ、地域全体としての発展に結びつくよう、効率的かつ安定的な農業経営をめざす者のみならず、その他サラリーマン農家等にも農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「法」という。）その他の施策に基づく農業経営基盤強化及び農業構造の再編の意義について、理解と協力を求めていくこととする。

特に法第12条第1項の農業経営改善計画の認定制度については、本制度を望ましい経営の育成施策の中心に位置づけ、日高村農業委員会の支援による農用地利用のこれら認定農業者への集積はもちろんのこと、その他支援措置についても認定農業者に集中的かつ重点的に実施されるよう努めることとし、日高村地域担い手育成総合支援協議会が中心となって、関係機関、関係団体にも協力を求めつつ制度の積極的活用を図るものとする。

5 農業経営基盤強化を促進する推進体制

日高村は、農業経営改善計画の認定を受けた農業者若しくは組織経営体又は今後認定を受けようと

する農業者、生産組織等を対象に、経営診断の実施、先進的技術の導入を含む生産方式や経営管理の合理化等の経営改善方策の提示等の重点的指導及び研修会の開催等を行なう。

また、農業経営改善計画の期間を了する認定農業者に対しては、その経営の更なる向上に資するため、当該計画の実践結果の確認と新たな計画の作成への支援等を重点的に行う。

第2 効率的かつ安定的な農業経営の指標

第1に示したような目標を可能とする効率的かつ安定的な農業経営の指標として、現に日高村及び周辺市町村で展開している優良事例を踏まえつつ、日高村における主要な営農類型について、参考となる事例を示す。具体的な経営の指標は、農業経営の発展をめざし専業農家が、5年目程度までに地域における他産業従事者と比べて遜色のないものとなるよう、主たる従事者1人当たりの年間総労働時間2,000時間程度、1経営体当たりの年間農業所得おおむね300万円を確保することを目標として作成した。

[個別経営体]

	営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様の改善
1	施設園芸 単一経営	施設トマト 30a	低コスト耐候性ハウス 30a 自動かん水装置 自動天窓 防虫ネット 循環扇 防根シート	複式簿記と青色申告の実施	給料制や休日制の導入 家族経営協定による役割分担 繁忙期の安定した雇用の確保
2	施設園芸 単一経営	施設イチゴ 30a 親株圃場 10a	APハウス 30a 自動かん水装置 自動天窓 夜冷育苗施設	複式簿記と青色申告の実施	給料制や休日制の導入 繁忙期の安定した雇用の確保
3	施設による 花き栽培	施設花き 30a	APハウス 30a 自動かん水装置 自動天窓 動力噴霧器	複式簿記と青色申告の実施	給料制や休日制の導入 繁忙期の安定した雇用の確保
4	露地野菜を 中心とした 経営	ショウガ 90a オクラ 10a	乗用トラクター 管理機 ショウガハーベスタ スプリンクラー 動力噴霧器	複式簿記と青色申告の実施	給料制や休日制の導入 繁忙期の安定した雇用の確保

[農業法人等経営体]

	営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様の改善
1	施設園芸 単一経営	施設トマト 120a	低コスト耐候性ハウス 120a 自動かん水装置 自動天窓 防虫ネット 循環扇 防根シート	企業会計に基づいた複式簿記と青色申告の実施 適正な資金繰りの実施	就業規則に基づいた給料制や休日制の導入 繁忙期の安定した雇用の確保

2	自園自製方式の茶単一経営	茶 15ha 1番茶から秋番茶まで3回収穫、 荒茶出荷 (自園自製)	乗用摘採機 管理機 生葉コンテナ 製茶ライン一式 スプリンクラー 防霜ファン	企業会計に基づいた複式簿記と青色申告の実施 適正な資金繰りの実施	就業規則に基づいた給料制や休日制の導入 繁忙期の安定した雇用の確保
---	--------------	--	---	-------------------------------------	--------------------------------------

第2の2 新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の基本的指標

次代の農業を担う意欲と能力のある青年等を育成し、効率的かつ安定的な経営を目指す経営体へと育成を図るため、日高村及び周辺市町村で展開されている営農類型について、参考となる事例を示す。

経営開始から5年目程度を前提とし、主たる従業者1人あたりの年間総労働時間は2,000時間程度とし、1経営体当たりの年間農業所得はおおむね250万円を確保することを目標として作成した。

[個別経営体]

	営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様の改善
1	施設園芸 単一経営	施設トマト 20a	低コスト耐候性ハウス 20a 自動かん水装置 自動天窓 防虫ネット 循環扇 防根シート	複式簿記と青色申告の実施	給料制や休日制の導入 家族経営協定による役割分担 繁忙期の安定した雇用の確保
2	施設園芸 単一経営	施設イチゴ 20a 親株圃場 5a	APハウス 20a 自動かん水装置 自動天窓 夜冷育苗施設	複式簿記と青色申告の実施	給料制や休日制の導入 繁忙期の安定した雇用の確保
3	露地野菜を中心とした経営	ショウガ 50a オクラ 10a	乗用トラクター 管理機 ショウガハーベスタ スプリンクラー 動力噴霧器	複式簿記と青色申告の実施	給料制や休日制の導入 繁忙期の安定した雇用の確保
4	施設野菜と露地野菜を組み合わせた経営	施設ニラ 20a 露地ニラ 10a	APハウス 20a 自動かん水装置 乗用トラクター 管理機動力噴霧器 動力噴霧器	複式簿記と青色申告の実施	給料制や休日制の導入 繁忙期の安定した雇用の確保

[農業法人等経営体]

	営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様の改善
1	施設園芸 単一経営	施設トマト 90a	低コスト耐候性ハウス 90a 自動かん水装置 自動天窓 防虫ネット 循環扇 防根シート	企業会計に基づいた複式簿記と青色申告の実施 適正な資金繰りの実施	就業規則に基づいた給料制や休日制の導入 繁忙期の安定した雇用の確保
2	集落営農組織	米 10ha	乗用トラクター 田植機、コンバイン 乾燥機 籾摺り機	企業会計に基づいた複式簿記と青色申告の実施 適正な資金繰りの実施	就業規則に基づいた給料制(従事分量配当)や休日制の導入 繁忙期の安定した雇用の確保

第3 第2及び第2の2に掲げる事項のほか、農業を担う者の確保及び育成に関する事項

1 農業を担う者の確保及び育成の考え方

本村の特産品であるトマトなどの農産物を安定的に生産し、本村農業の維持・発展に必要となる効率的かつ安定的な経営を育成するため、生産方式の高度化や経営管理の合理化に対応した高い技術を有した人材の確保・育成に取り組む。このため、認定農業者制度、認定新規就農者制度及びそれらの認定を受けた者に対する各種支援制度を活用するとともに高知県農業協同組合、高知県中央西農業振興センター、日高村農業委員会と連携して研修・指導や相談対応等に取り組む。

また、新たに農業経営を営もうとする青年等の就農を促進するため、これらの青年等に対する就農情報の提供、農地・農業用機械の取得や生活支援などの受入体制の整備、先進的な法人経営等での実践的研修の実施、青年等就農計画の認定・フォローアップ、認定新規就農者向けの支援策の積極的な活用の推進、認定農業者への移行に向けた経営発展のための支援等を行う。

更に、農業従事者の安定確保を図るため、農業従事の態様等の改善、家族経営協定締結による就業制、休日制、ヘルパー制度の導入、高齢者及び非農家等の労働力や繁忙期の異なる産地間の労働力の活用等に取り組む。

加えて、日高村の農業の将来を担う幅広い人材の確保に向け、職業としての農業の魅力等を発信するとともに、雇用されて農業に従事する者、定年退職後に農業に従事する者、他の仕事ともに農業に従事する者など農業生産に関わる多様な人材に対して、地域に定着し活躍できるよう必要な情報の提供、受入体制の整備、研修の実施、交流会の実施等の支援を行う。

2 市町村が主体的に行う取組

本村は、新たに農業経営を営もうとする青年等や農業を担う多様な人材の確保に向けて、高知県農業協同組合、高知県中央西農業振興センター、日高村農業委員会など関係機関と連携して、就農等希望者に対する情報提供、住宅の紹介や移住相談対応等の支援、農業技術・農業経営に要する知識習得に向けた研修の実施や研修農場の整備、必要となる農用地等や農業用機械等の あっせん・確保、資金調達のサポートを行う。

また、就農後の定着に向けて、販路開拓や営農面から生活面までの様々な相談に対応するための相談対応、他の農家等との交流の場を設けるなど、必要となるサポートを就農準備から定着まで一貫して行う。

これらのサポートを一元的に行える就農相談員を設置するとともに、日高村が主体となって農業を担う者の受入から定着まで必要となるサポートを一元的に実施できる体制を構築する。

さらに、新規就農者等が地域内で孤立することがないように就農相談員は必要な配慮を行うとともに、地域農業を担う者として当該者を育成するときは、必要に応じて、協議の場への参加や地域計画の修正等の措置を講じる。

本村は、新たに農業経営を始めようとする青年等が、本構想に基づく青年等就農計画を作成し、青年等就農資金、経営体育成支援事業等の国による支援策や県による新規就農関連の支援策を効果的に活用しながら、確実な定着、経営発展できるよう必要となるフォローアップを行うとともに、青年等就農計画の達成が見込まれる者に対しては、引き続き農業経営改善計画の策定を促し、認定農業者へと誘導する。

3 関係機関との連携・役割分担の考え方

本村は、高知県農業協同組合、高知県中央西農業振興センター、日高村農業委員会などの関係機関と連携しつつ、村が全体的な管理・推進を行いながら、就農等希望者への情報提供や相談対応、研修

の実施、農用地や農業用機械等のあっせん・確保、就農後の定着に向けたサポート等を以下の役割分担により実施する。

- ① 県農業会議、県農地中間管理機構、日高村農業委員会は、新たに農業経営を開始しようとする者に対して、農地等に関する相談対応、農地等に関する情報の提供、農地等の紹介・あっせん等を行う。
- ② 個々の集落（地域計画の作成区域）では、農業を担う者を受け入れるための地域の雰囲気づくり、コミュニティづくりを行う。

4 就農等希望者のマッチング及び農業を担う者の確保・育成のための情報収集・相互提供

本村は、高知県農業協同組合、高知県中央西農業振興センター、日高村農業委員会などと連携して、区域内における作付け品目毎の就農受入体制、研修内容、就農後の農業経営・収入・生活のイメージ等、就農等希望者が必要とする情報を収集・整理し、県及び農業経営・就農支援センターへ情報提供する。

農業を担う者の確保のため、高知県農業協同組合、高知県中央西農業振興センター、日高村農業委員会などと連携して、経営の移譲を希望する農業者の情報を積極的に把握するよう努め、村の区域内において後継者がいない場合は、県及び農業経営・就農支援センター等の関係機関へ情報提供する。さらに、新たに農業経営を開始しようとする者が円滑に移譲を受けられるよう農業経営・就農支援センター、県農地中間管理機構、市町村農業委員会等の関係機関と連携して、円滑な継承に向けて必要なサポートを行う。

第4 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標 その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項

1 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標

第2に掲げるこれらの効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標を将来の地域における農用地の利用に占めるシェアの目標は、概ね次に掲げる程度とし、農業経営のさらなる効率化・安定化を図るため、経営農地の面的集積の割合が高まるように努める。

○効率的かつ安定的な農業経営が地域における農用地の利用に占める面積のシェアの目標

効率的かつ安定的な農業経営が地域における農用地の利用に占める割合の目標	備 考
おおむね 60 %	

(注) 1. 「効率的かつ安定的な農業経営が地域の農用地の利用に占める面積の割合の目標」は、個別経営体、組織経営体及び効率的な生産組織等の地域における農用地利用面積の割合の目標であり、農作業受託についても含んでいる。

2 その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項

(1) 農用地の利用の状況、営農活動の実態等の現状

農業従事者の高齢化の進行、後継者不足による担い手の減少が急速に進みつつあり、このまま推移した場合は農業者の平均年齢は更に上昇、高齢化が進展する一方で、離農者が増加することにより、近隣農地取得による農業者の規模拡大（大規模化）が進み、農家人口に対する経営耕地面積の比率が増大し、労働力の限界に達した場合は遊休農地化する恐れがある。

(2) 今後の農地利用等の見通し

日高村が抱える担い手の高齢化や後継者不足、これに伴う遊休農地の発生や面的な農用地の利用集積の遅れ等の課題に対応し、農用地の効率的かつ総合的な利用を図り、生産性の高い農業構造を実現するため、農業者相互の理解と信頼に基づく協力関係を深めつつ、主要作物の作付地の集団化及び栽培管理の改善の推進、農作業における役割分担の明確化（農作業の効率化）、農村環境の維持増進（不耕作地の防止）に努める。

(3) 将来の農地利用のビジョン

農業経営の計画的な改善に取り組む意欲と能力のある担い手の育成・確保（認定農業者の育成、集落営農の組織化の推進等）を行い、利用権設定等促進事業や農地中間管理事業等の各種農地流動化施策を行いつつ、農地の面的集積の実現をめざし、優良農地の維持・確保を図る。

また、過疎・高齢化等により認定農業者等の担い手不足となっている状況を踏まえ、これらの者だけでは継続的な耕作が困難な地域では、集落機能の維持等も考慮し、「第2の2 新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標」に示す水準に満たない規模でも農業への新規参入を認めることとする。この場合、本来の担い手への農用地の利用集積を阻害しないように、地域における話し合いの中で、十分な調整を行うこととする。

(4) 具体的な取り組みの内容

日高村は、農用地の利用関係の改善に関する事項として、次に掲げる支援等を行う。

- ① 認定農業者等担い手の経営改善・能力の向上支援
- ② 農業経営改善計画認定後の農業者への経営改善に関する指導・助言等のフォローアップ、並びに認定志向農業者への農業経営改善計画の作成等の支援

(5) 関係機関及び関係団体

日高村は、日高村農業委員会、高知県中央西農業振興センター、高知県農業協同組合、関係機関・団体が一体となって農用地の利用関係の改善に努めるものとする。

また、上記関係機関が地域計画の策定を通じ、地域の合意形成を図りながら、面としてまとまった形での農用地の集約化を進めることにより、団地面積の増加を図るとともに、担い手への農用地の集積を加速する。

また、中山間地域や担い手不足地域では、地域全体で農用地の確保・有効利用を図るため、中小・家族経営など地域社会の維持に重要な役割を果たしている経営体の新規就農促進を図るエリアや有

機農業の団地化を図るエリア等の設定を促進する。

第5 農業経営基盤強化促進事業に関する事項

日高村は、高知県が策定した「農業経営基盤強化の促進に関する基本方針」の第5「農業経営基盤強化促進事業の実施に関する基本的な事項」の農業経営基盤強化促進事業の実施に関する基本的な事項に定められた方向に即しつつ、日高村における農業の地域特性を十分踏まえて、土地利用型農業と集約的農業経営の確立をめざし、環境との調和に配慮しながら安全で高品質な農業生産物を低コストで生産し、消費者の農業に対する理解を図るべく、以下の方針に沿って農業経営基盤強化促進事業に積極的に取り組む。

日高村は、農業経営基盤強化促進事業として、次に掲げる事業を行う。

- 1 利用権設定等促進事業
- 2 第18条第1項の協議の場の設置の方法、第19条第1項に規定する地域計画の区域の基準その他第4条第3項第1号に掲げる事業
- 3 農地中間管理事業の実施を促進する事業
- 4 農用地利用改善事業の実施を促進する事業
- 5 委託を受けて行う農作業の実施を促進する事業
- 6 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の育成及び確保を促進する事業
- 7 その他農業経営基盤強化を促進するために必要な事業

これらの各事業については、日高村全体と集落それぞれの特性を踏まえて重点的に実施するものとする。

以下、各個別事業ごとに述べる

1 利用権設定等促進事業

(1) 利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件

- ① 耕作又は養畜の事業を行う個人又は農地所有適格法人（農地法（昭和27年法律第299号）第2条第3項に規定する農地所有適格法人をいう。）が利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件は、次に掲げる場合に応じてそれぞれ定めるところによる。

ア 農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するための利用権の設定等を受ける場合、次の（ア）から（オ）までに掲げる要件のすべて（農地所有適格法人にあっては、（ア）、（エ）及び（オ）に掲げる要件のすべて）を備えること。

- （ア） 耕作又は養畜の事業に供すべき農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。
- （イ） 耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること。
- （ウ） その者が農業によって自立しようとする意欲と能力を有すると認められること。
- （エ） その者の農業経営に主として従事すると認められる農業従事者（農地所有適格法人にあっては、常時従事者たる構成員をいう。）がいるものとする。

(オ) 所有権の移転を受ける場合は、上記(ア)から(エ)までに掲げる要件のほか、借入者が当該借入地につき所有権を取得する場合、農地の集団化を図るために必要な場合、又は近い将来農業後継者が確保できることとなることが確実である等特別な事情がある場合を除き、農地移動適正化あっせん事業の譲受け等候補者名簿に登録されている者であること。

イ 混牧林地として利用するため利用権の設定等を受ける場合、その者が利用権の設定等を受ける土地を効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことができると認められること。

ウ 農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するため利用権の設定等を受ける場合、その土地を効率的に利用することができるものと認められること。

② 農用地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者が利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定等を行う場合において、当該者が前項のアの(ア)及び(イ)に掲げる要件（農地所有適格法人にあっては、(ア)に掲げる要件）のすべてを備えているときは、前項の規定にかかわらず、その者は、概ね利用権の設定等を行う農用地の面積の合計の範囲内で利用権の設定等を受けることができるものとする。

③ 農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第10条第2項に規定する事業を行う農業協同組合又は農業協同組合連合会が利用権の設定等を受ける場合、同法第11条の50第1項第1号に掲げる場合において農業協同組合又は農業協同組合連合会が利用権の設定等を受ける場合、農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第2条第3項に規定する農地中間管理事業を行う農地中間管理機構、又は独立行政法人農業者年金基金法（平成14年法律第127号）附則第6条第1項第2号に掲げる業務を実施する独立行政法人農業者年金基金が利用権の設定等を受ける場合若しくは農地中間管理機構、又は独立行政法人農業者年金基金が利用権の設定等を行う場合には、これらの者が当該事業又は業務の実施に関し定めるところによる。

④ 利用権の設定等を受けた後において耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められない者（農地所有適格法人、農地中間管理機構、農業協同組合等を除く。）は、次に掲げるすべてを備えるものとする。

ア 耕作又は養畜の事業に供すべき農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）の全てを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うこと。

イ 日高村長への確約書の提出や日高村長との協定の締結を行う等により、その者が地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行うと見込まれること。

ウ その者が法人である場合にあつては、その法人の業務を執行する役員のうち1人以上の者が、その法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事すると認められること。

⑤ 農地所有適格法人の組員、社員又は株主（農地法第2条第3項第2号チに掲げる者を除く。）が、利用権設定等促進事業の実施により、当該農地所有適格法人に利用権の設定等を行うため利用権の設定等を行う場合は、①の規定にかかわらず利用権の設定等を受けることができるものとする。

る。なお、農地所有適格法人による利用権設定等を行うための農地所有適格法人の構成員が利用権の設定等を受ける場合には、当該農地所有適格法人の経営に資するようにするものとし、いやしくも農外資本による実質的な経営支配、農地取得を招来しないようにする必要がある。ただし、利用権を受けた土地のすべてについて当該農地所有適格法人に利用権の設定等を行い、かつ、これら二つの利用権の設定等が同一の農用地利用集積計画において行われる場合に限るものとする。

⑥ ①から⑤に定める場合のほか、利用権の設定等を受ける者が利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件は、別紙1（P21）のとおりとする。

⑦ 農業経営の受委託に係る利用権の設定については、農業協同組合法第72条の10第1項第2号の事業を併せ行う農地所有適格法人である農事組合法人が主として組合員から農業経営を受託する場合、その他農用地等利用関係として農業経営の受委託の形態をとることが特に必要かつ適当であると認められる場合に限り行うものとする。

（2） 利用権の設定等の内容

利用権設定等促進事業の実施により、設定（又は移転）される利用権の存続期間（又は残存期間）の基準、借賃の算定基準及び支払（持分の付与を含む。以下同じ。）の方法、農業経営の受委託の場合の損益の算定基準及び決済の方法その他利用権の条件並びに移転される所有権の移転の対価（現物出資に伴い付与される持分を含む。以下同じ。）の算定基準及び支払いの方法並びに所有権の移転の時期は、別紙2（P22～P24）のとおりとする。

（3） 開発を伴う場合の措置

① 日高村は、開発して農用地又は農業用施設用地とすることが適当な土地についての利用権の設定等を内容とする農用地利用集積計画の作成に当っては、その利用権の設定等を受ける者（地方公共団体及び農地中間管理機構を除く。）から「農業経営基盤強化法の基本要綱」（平成24年5月31日付け24経第564号農林水産省経営局長通知。以下「基本要綱」という。）様式第7号に定める様式による開発事業計画を提出させる。

② 日高村は、①の開発事業計画が提出された場合において、次に掲げる要件に適合すると認めるときに農用地利用集積計画の手続きを進める。

ア 当該開発事業の実施が確実であること。

イ 当該開発事業の実施に当たり農地転用を伴う場合には、農地転用の許可の基準に従って許可し得るものであること。

ウ 当該開発事業の実施に当たり農用地区域内の開発行為を伴う場合には、開発行為の許可基準に従って許可し得るものであること。

（4） 農用地利用集積計画の策定期間

① 日高村は、（5）の申出その他の状況から農用地の農業上の利用の集積を図るため必要があると認めるときは、その都度、農用地利用集積計画を定める。

② 日高村は、農用地利用集積計画の定めるところにより設定（又は移転）された利用権の存続期間（又は残存期間）の満了後も農用地の農業上の利用の集積を図るため、引き続き農用地利用集積計

画を定めるよう努めるものとする。この場合において、当該農用地利用集積計画は、現に定められている農用地利用集積計画に係る利用権の存続期間（又は残存期間）の満了の日の30日前までに当該利用権の存続期間（又は残存期間）の満了の日の翌日を始期とする利用権の設定（又は移転）を内容として定める。

(5) 要請及び申出

- ① 日高村農業委員会は、認定農業者で利用権の設定を受けようとする者又は利用権の設定等を行おうとする者の申出をもとに、農用地の利用権の調整を行った結果、認定農業者に対する利用権設定等の調整が調ったときは、日高村に農用地利用集積計画を定めるべき旨を要請することができる。
- ② 日高村の全部又は一部をその地区の全部又は一部とする土地改良区は、その地区内の土地改良法（昭和24年法律第195号）第52条第1項又は第89条の2第1項の換地計画に係る地域における農地の集団化と相まって農用地の利用の集積を図るため、利用権設定等促進事業の実施が必要であると認めるときは、別に定める様式により農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることができる。
- ③ 農用地利用改善団体及び営農指導事業においてその組合員の行う作付地の集団化、農作業の効率化等の農用地の利用関係の改善に関する措置の推進に積極的に取り組んでいる農業協同組合は、別に定める様式により農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることができる。
- ④ ②及び③に定める申出を行う場合において、(4)の②の規定により定める農用地利用集積計画の定めるところにより利用権の存続を申し出る場合には、現に設定（又は移転）されている利用権の存続期間（又は残存期間）の満了の日の90日前までに申し出るものとする。

(6) 農用地利用集積計画の作成

- ① 日高村は、(5)の①の規定による農業委員会からの要請があった場合には、その要請の内容を尊重して農用地利用集積計画を定める。
- ② 日高村は、(5)の②及び③の規定による農用地利用改善団体、農業協同組合又は土地改良区からの申出があった場合には、その申出の内容を勘案して農用地利用集積計画を定めるものとする。
- ③ ①、②に定める場合のほか、利用権の設定等を行おうとする者又は利用権の設定等を受けようとする者の申出があり、利用権設定等の調整が調ったときは、日高村は、農用地利用集積計画を定めることができる。
- ④ 日高村は、農用地利用集積計画において利用権の設定等を受ける者を定めるに当たっては、利用権の設定等を受けようとする者（(1)に規定する利用権の設定等を受けるべき者の要件に該当する者に限る。）について、その者の農業経営の状況、利用権の設定等をしようとする土地及びその者の現に耕作又は養畜の事業に供している農用地の位置その他の利用条件等を総合的に勘案して、農用地の農業上の利用の集積並びに利用権の設定等をうけようとする者の農業経営の改善及び安定に資するようにする。

(7) 農用地利用集積計画の内容

農用地利用集積計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。なお、⑥のウの事項について

て、(1)の④に定める者がこれらを実行する能力があるかを確認した上で定めるものとする。

- ① 利用権の設定等を受ける者の氏名又は名称及び所在
- ② ①に規定する者が利用権の設定等を受ける（(1)の①に定める者である場合については、賃借権又は使用貸借による権利の設定に限る。）土地の所在、地番、地目及び面積
- ③ ①に規定する者に②に規定する土地について利用権の設定等を行う者の氏名又は名称及び住所
- ④ ①に規定する者が設定（又は移転）を受ける利用権の種類、内容（土地の利用目的を含む。）、始期（又は移転の時期）、存続期間（又は残存期間）、借賃及びその支払いの方法（当該利用権が農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利である場合にあっては農業の経営の委託者に帰属する損益の算出基準及び決済の方法）、利用権の条件その他利用権の設定（又は移転）に係る法律関係
- ⑤ ①に規定する者が移転を受ける所有権の移転の後における土地の利用目的、当該所有権の移転の時期、移転の対価及び（現物出資に伴い付与される持分を含む。）その支払（持分の付与を含む。）の方法その他所有権の移転に係る法律関係
- ⑥ ①に規定する者が（1）の④に該当する者である場合には、次に掲げる事項
 - ア その者が賃貸借又は使用貸借による権利の設定を受けた後において、農用地を適正に利用していないと認められる場合に、賃貸借又は使用貸借の解除をする旨の条件
 - イ その者が毎事業年度の終了後3月以内に、農地法第6条の2第1項の規定により、日高村農業委員会に対して、賃借権の設定等を受けた農用地の利用の状況の報告をしなければならない旨
 - ウ その者が、賃貸借又は使用貸借を解除し撤退した場合の混乱を防止するための次に掲げる事項その他撤退した場合の混乱を防止するための事項
 - (ア) 農用地を明け渡す際の原状回復の義務を負う者
 - (イ) 原状回復の費用の負担者
 - (ウ) 原状回復がなされないときの損害賠償の取決め
 - (エ) 貸借期間の中途の契約終了時における違約金支払の取決め
 - (オ) その他撤退した場合の混乱を防止するための取決め
- ⑦ ①に規定する者の農業経営の状況

(8) 同意

日高村は、農用地利用集積計画の案を作成したときは、(7)の②に規定する土地ごとに(7)の①に規定する者並びに当該土地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者のすべての同意を得る。

ただし、複数の共有に係る土地について利用権（その存続期間が20年を超えないものに限る。）の設定又は移転をする場合における当該土地について所有権を有する者の同意については、当該土地について2分の1を超える共有持分を有する者の同意を得ることで足りるものとする。

(9) 公告

日高村は、日高村農業委員会の決定を経て農用地利用集積計画を定めたとき又は(5)の①の規定による日高村農業委員会の要請の内容と一致する農用地利用集積計画を定めたときは、その旨及びそ

の農用地利用集積計画の内容のうち（７）の①から⑥までに掲げる事項を公告する。

（１０） 公告の効果

日高村が（９）の規定による公告をしたときは、その公告に係る農用地利用集積計画の定めるところによって利用権が設定され（若しくは移転し）又は所有権が移転するものとする。

（１１） 利用権の設定等を受けた者の責務

利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定等を受けた者は、その利用権の設定等に係る土地を効率的に利用するように努めなければならない。

（１２） 日高村農業委員会への報告

解除条件付きの賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた者は、農地法第６条の２第１項の規定に基づき、農用地の利用状況の報告を日高村農業委員会に提出するものとする。

（１３） 紛争の処理

日高村は、利用権設定等促進事業の実施による利用権の設定等が行われた後は、借賃又は対価の支払等利用権の設定等に係る土地の利用に伴う紛争が生じたときは、当該利用権の設定等の当事者の一方又は双方の申出に基づき、その円満な解決に努める。

（１４） 農用地利用集積計画の取消し等

① 日高村長は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、（９）の規定による公告があった農用地利用集積計画の定めるところにより、賃貸借又は使用貸借による権利の設定を受けた（１）の④に規定する者（（農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和４年法律第５６号）による改正前の農業経営基盤強化促進法（以下「旧法」という。）第１８条第２項第６号に規定する者）に対し、相当の期限を定めて、必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。

ア その者がその農用地において行う耕作又は養畜の事業により、周辺の地域における農用地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生じている。

イ その者が地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的な農業経営を行っていないと認めるとき。

ウ その者が法人である場合にあっては、その法人の業務を執行する役員のいずれもがその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事していないと認めるとき。

② 日高村は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、日高村農業委員会の決定を経て、農用地利用集積計画のうち当該各号に係る賃借権又は使用貸借による権利の設定に係る部分を取り消すものとする。

ア （９）の規定による公告があった農用地利用集積計画の定めるところによりこれらの権利の設定を受けた（１）の④に規定する者がその農用地を適正に利用していないと認められるにもかかわらず、これらの権利を設定した者が賃貸借又は使用貸借の解除をしないとき。

イ ①の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わなかったとき。

- ③ 日高村は、②の規定による取消しをしたときは、その旨及び農用地利用集積計画のうち取消しに係る事項を日高村の掲示板への掲示により公告する。
- ④ 日高村が③の規定による公告をしたときは、②の規定による取消しに係る賃貸借又は使用貸借が解除されたものとする。
- ⑤ 日高村農業委員会は、②の規定による取消しがあった場合において、当該農用地の適正かつ効率的な利用が図られないおそれがあると認めるときは、当該農用地の所有者に対し、当該農用地についての利用権設定等のあっせんを働きかけるとともに、必要に応じて農地中間管理事業等の活用を図るものとする。日高村農業委員会は、所有者がこれらの事業の実施に応じたときは、農地中間管理機構に連絡して協力を求めるとともに、連携して農用地の適正かつ効率的な利用の確保に努めるものとする。

2 第18条第1項の協議の場の設置の方法、第19条第1項に規定する地域計画の区域の基準その他第4条第3項第1号に掲げる事業

協議の場の開催時期については、幅広い農業者の参画を図るため、協議の場を設置する区域ごとに、農繁期を除いて設定することとし、開催に当たっては、村の公報への掲載やインターネットの利用等に加え、他の農業関係の集まりを積極的に活用し、周知を図る。参加者については、農業者、日高村、日高村農業委員会、高知県中央西農業振興センター、高知県農業協同組合、その他の関係者とし、協議の場において、地域の中心となる農用地の出し手及び受け手の意向が反映されるように調整を行う。協議の場の参加者等から協議事項に係る問合せへの対応を行うための窓口を日高村産業環境課に設置する。農業上の利用が行われる農用地等の区域については、これまで人・農地プランの実質化が行われている区域を基に、農業振興地域内の農用地等が含まれるように設定することとし、その上で、様々な努力を払ってもなお、農業上の利用が見込めず、農用地として維持することが困難な農用地については、活性化計画を作成し、粗放的な利用等による農用地の保全等を図る。

日高村は、地域計画の策定に当たって、日高村農業委員会、高知県中央西農業振興センター、高知県農業協同組合等の関係団体と連携しながら、協議の場の設置から地域計画の公表に至るまで、適切な進捗管理を行うこととし、地域計画に基づいて利用権の設定等が行われているか進捗管理を毎年実施する。

3 農地中間管理事業の実施を促進する事業

- (1) 日高村は、県下一円を区域として農地中間管理事業を行う高知県農業公社との連携の下に、普及啓発活動等を行うことによって同公社が行う事業の実施の促進を図る。
- (2) 日高村、日高村農業委員会、高知県農業協同組合は、農地中間管理機構が行う中間保有・再配分機能を生かした農地中間管理事業を促進するため、農地中間管理機構に対し、情報提供、事業の協力を行うものとする。

4 農用地利用改善事業の実施を促進する事業

- (1) 農用地利用改善事業の実施の促進

日高村は、地域関係農業者等が農用地の有効利用及び農業経営の改善のために行う自主的努力を助長するため、地域関係農業者等の組織する団体による農用地利用改善事業の実施を促進する。

(2) 区域の基準

農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準は、土地の自然的条件、農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施の状況、農業経営活動の領域等の観点から、農用地利用改善事業を行うことが適当であると認められる区域（1～数集落）とするものとする。

(3) 農用地利用改善事業の内容

農用地利用改善事業の主要な内容は、(2)に規定する区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための、作付地の集団化、農作業の効率化その他の措置及び農用地の利用関係の改善に関する措置を推進するものとする。

(4) 農用地利用規程の内容

- ① 農用地利用改善事業の準則となる農用地利用規程においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - ア 農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための措置に関する基本的な事項
 - イ 農用地利用改善事業の実施区域
 - ウ 作付地の集団化その他農作物の栽培の改善に関する事項
 - エ 認定農業者とその他の構成員との役割分担その他農作業の効率化に関する事項
 - オ 認定農業者に対する農用地の利用の集積の目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項
 - カ その他必要な事項
- ② 農用地利用規程においては、①に掲げるすべての事項についての実行方策を明らかにするものとする。

(5) 農用地利用規程の認定

- ① (2)に規定する区域をその区域とする地域関係農業者等の組織する団体で、定款又は規約及び構成員につき法第23条第1項に規定する要件を備えるものは、基本要綱様式第4号の認定申請書を日高村に提出して、農用地利用規程について日高村の認定を受けることができる。
- ② 日高村は、申請された農用地利用規程が次に掲げる要件に該当するときは、法第23条第1項の認定をする。
 - ア 農用地利用規程の内容が基本構想に適合するものであること。
 - イ 農用地利用規程の内容が農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切なものであること。
 - ウ (4)の①のエに掲げる役割分担が認定農業者の農業経営の改善に資するものであること。
 - エ 農用地利用規程が適正に定められており、かつ、申請者が当該農用地利用規程で定めるところに従い農用地利用改善事業を実施する見込が確実であること。
- ③ 日高村は、②の認定をしたときは、その旨及び当該認定に係る農用地利用規程を日高村の掲示板

への掲示により公告する。

④ ①から③までの規程は、農用地利用規程の変更についても準用する。

(6) 特定農業法人又は特定農業団体を定める農用地利用規程の認定

① (5)の①に規定する団体は、農用地の保有及び利用の現況及び将来の見通し等からみて農用地利用改善事業が円滑に実施されないと認めるときは、当該団体の地区内の農用地の相当部分について農業上の利用を行う効率的かつ安定的な農業経営を育成するという観点から、当該団体の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う農業経営を営む法人（以下「特定農業法人」という。）又は当該団体の構成員からその所有する農用地について農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う団体（農業経営基盤強化促進法施行令（昭和55年政令第219号）第23条に掲げる要件に該当するものに限る。以下「特定農業団体」という。）を、当該特定農業法人又は特定農業団体の同意を得て、農用地利用規程において定めることができる。

② ①の規定により定める農用地利用規程においては、(4)の①に掲げる事項のほか、次の事項を定めるものとする。

ア 特定農業法人又は特定農業団体の名称及び住所

イ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用の集積の目標

ウ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用権の設定等及び農作業の委託に関する事項

③ 日高村は、②に規定する事項が定められている農用地利用規程（以下「特定農用地利用規定」という。）について(5)の①の認定の申請があった場合において、農用地利用規程の内容が(5)の②に掲げる要件のほか、次に掲げる要件に該当するときは、(5)の①の認定をする。

ア ②のイに掲げる目標が(2)に規定する区域内の農用地の相当部分について利用の集積をするものであること。

イ 申請者の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を行いたい旨の申出があった場合に、特定農業法人が当該申出に係る農用地について利用権の設定等若しくは農作業の委託を受けること、又は特定農業団体が当該申出に係る農用地について農作業の委託を受けることが確実であると認められること。

④ 特定農用地利用規程で定められた特定農業法人は、認定農業者と、特定農用地利用規程は、法第12条第1項の認定に係る農業経営改善計画とみなす。

(7) 農用地利用改善団体の勸奨等

① (5)の②の認定を受けた団体（以下「認定団体」という。）は、当該認定団体が行う農用地利用改善事業の実施区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため特に必要があると認められるときは、その農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地について、当該農用地の所有者（所有者以外に権限に基づき使用及び収益をする者がある場合には、その者）である当該認定団体の構成員に対し、認定農業者（特定農用地利用規程で定めるところに従い、農用地利用改善事業を行う認定団体にあつては、当該特

定農用地利用規程で定められた特定農業団体を含む。)に利用権の設定等又は農作業の委託を行うよう勧奨することができる。

② ①の勧奨は、農用地利用規程に基づき実施するものとする。

③ 特定農用地利用規程で定められた特定農業法人及び特定農業団体は、当該特定農用地利用規程で定められた農用地利用改善事業の実施区域内にその農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地がある場合には、当該農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受け、当該区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るよう努めるものとする。

(8) 農用地利用改善事業の指導、援助

① 日高村は、認定団体が農用地利用改善事業を円滑に実施できるよう必要な指導、援助に努める。

② 日高村は、(5)の①に規定する団体又は当該団体になろうとするものが、農用地利用改善事業の実施に関し、農業振興センター、日高村農業委員会、高知県農業協同組合、農地中間管理機構(公益財団法人高知県農業公社)等の指導、助言を求めてきたときは、日高村地域担い手育成総合支援協議会との連携を図りつつ、これらの機関・団体が一体となって総合的・重点的な支援・協力が行われるように努める。

5 委託を受けて行う農作業の実施を促進する事業

(1) 農作業の受委託の促進

日高村は、次に掲げる事項を重点的に推進し、農作業の受委託を組織的に促進する上で必要な条件の整備を図る。

ア 農業協同組合その他農業に関する団体による農作業受委託のあっせんの促進

イ 効率的な農作業の受託事業を行う生産組織又は農家群の育成

ウ 農作業、農業機械利用の効率化等を図るため農作業受託の促進の必要性についての普及啓発

エ 農用地利用改善事業を通じた農作業の効率化のための措置と農作業の受委託の組織的な促進措置との連携の強化

オ 地域及び作業ごとの事情に応じた部分農作業受委託から全面農作業受委託、さらには利用権の設定への移行の促進

カ 農作業の受託に伴う労賃、機械の償却等の観点からみた適正な農作業受託料金の基準の設定

(2) 農業協同組合による農作業の受委託のあっせん等

農業協同組合は、農業機械銀行方式の活用、農作業受委託のあっせん窓口の開設等を通じて、農作業の受託又は委託を行おうとする者から申し出があった場合は、関係機関、団体と連携して調整に努めるとともに、農作業の受託を行う農業者の組織化の推進、共同利用機械施設の整備等により、農作業受委託の促進に努めるものとする。地域計画の実現に当たっては、担い手が受けきれない農用地について適切に管理し、将来的に担い手に引き継ぐことが重要であるため、農作業受委託の推進に向けて、農業支援サービス事業者による農作業受託料金の情報提供の推進や、農作業受託事業を実施する生産組織の育成、地域計画の策定に向けた協議における農作業受委託の活用の周知等を行うことにより、農作業の受委託を促進するための環境の整備を図ること。

6 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の育成及び確保を促進する事業

(1) 農業従事者の育成及び確保

日高村は、効率的かつ安定的な経営を育成するために、生産方式の高度化や経営管理の複雑化に対応した高い技術を有した人材の育成に取り組む。このため、人材育成方針を定めるとともに、意欲と能力のある者が幅広くかつ円滑に農業に参入し得るように相談機能の一層の充実、先進的な法人経営等での実践的研修、担い手としての女性の能力を十分に発揮させるための研修等を通じて経営を担う人材の育成を積極的に推進すると共に次代を担う新規就農者の確保を図るために、学校農園等による農業への接点を持たせる事業の取組みを行う。

また、農業従事者の安定的確保を図るため、他産業に比べて遅れている農業従事者の態様等の改善に取り組むこととし、休日制、農事ヘルパー制度の導入や、シルバー人材センターの活用、非農家等の労働力の活用する仕組みを整備する。

(2) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保と定着に向けた取組

ア 若者への啓発

学生が農業に興味関心を持ち、農業が将来の進路の選択肢の一つとなるよう教育機関や教育委員会と連携し、生産者との交流の場を設けたり、農業体験ができる仕組みをつくることで、農業に関する知見を広められるようにする。

イ 受入環境の整備

日高村地域担い手育成総合支援協議会と連携しながら、就農相談会等に参加し、就農希望者に対し、村内での就農に向けた情報（研修、空き家に関する情報等）の提供を行う。また、村内の農業法人や先進農家等と連携して、高校や大学等からの研修やインターンシップの受入れを行う。

ウ 農業者に関する情報の共有と一貫した指導支援

日高村地域担い手育成総合支援協議会と連携しながら、研修や営農指導の時期・内容などの就農前後のフォローアップの状況等を共有し、巡回指導の他、年に1回は面接を行うことにより、当該青年等の営農状況を把握し、支援を効率的かつ適切に行うことができる仕組みをつくる。

エ 経営力の向上に向けた支援

農業経営・就農支援センターを活用し、税理士等の専門家を活用した経営改善につなげるとともに、農業経営力向上セミナーや農業経営研修会などの経営管理に必要な農業経営の研修に誘導し、経営力向上を後押しする。

オ 青年等就農計画作成の促進及び指導と農業経営改善計画作成への誘導

青年等が就農する地域の人・農地プランとの整合性に留意しつつ、本構想に基づく青年等就農計画の作成を促し、青年等就農資金、機械導入や施設整備などの各種補助事業や県の新規就農関連事業などを効果的に活用しながら経営力を高め、確実な定着へと導く。さらに、青年等就農計画の達成が見込まれる者については、引き続き農業経営改善計画の策定を促し、認定農業者へと誘導する。

7 その他農業経営基盤強化を促進するために必要な事業

(1) 農業経営基盤強化を促進するために必要なその他の関連施策との連携

日高村は、1から5までに掲げた事項の推進に当たっては、農業経営基盤の強化の促進に必要な、以下の関連施策との連携に配慮するものとする。

- ア 日高村は、高知県経営構造対策事業の推進を図り、施設園芸の振興及び新たな担い手の確保や新規就農者の育成に努め、これに伴う施設用地の団地化を図り、施設園芸農家の経営規模拡大と経営の安定化を図る。
- イ 日高村水田収益力強化ビジョンの実現に向けた積極的な取り組みにより、日高村全域に展開する水田による望ましい米づくりを推進し、米の制度別・用途別需給均衡を図ると共に、水稻作と転作を組み合わせた生産性の高い水田営農を確立するものとする。
- ウ 日高村は、担い手に対し、農業近代化資金及び日本政策金融公庫等の各資金制度の活用ができるように更に啓蒙する。
- エ その他、日高村の農業の振興に関するその他の施策を行うにあたっては農業経営基盤強化の円滑な促進に資することとなるよう配慮するものとする。

(2) 推進体制等

① 事業推進体制等

日高村は、日高村農業委員会、高知県中央西農業振興センター、高知県農業協同組合、土地改良区、農用地利用改善団体、その他の農業関係団体と連携しつつ、農業経営基盤強化の促進方策について検討するとともに、今後10年にわたり、第1、第3で掲げた目標や第2の指標で示される効率的かつ安定的な経営の育成に資するための実現方策等について、各関係機関・団体別の行動計画を樹立する。また、このような長期行動計画と併せて、年度別活動計画において当面行うべき対応を各関係機関・団体別に明確化し、関係者が一体となって合意の下に効率的かつ安定的な経営の育成及びこれらへの農用地の集積を強力に推進する。

② 日高村農業委員会等の協力

日高村農業委員会、高知県農業協同組合、土地改良区は、農業経営基盤強化の円滑な実施に資することとなるよう、日高村地域担い手育成総合支援協議会のもとで相互に連携を図りながら協力するように努めるものとし、日高村は、このような協力の推進に配慮する。

第6 その他

この基本構想に定めるもののほか、農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項については、別に定めるものとする。

- | | |
|-----|------------------------------|
| 附 則 | 1 この基本構想は、平成26年9月16日から施行する。 |
| | 2 この基本構想は、平成28年10月19日から施行する。 |
| | 3 この基本構想は、令和元年9月17日から施行する。 |
| | 4 この基本構想は、令和3年12月14日から施行する。 |
| | 5 この基本構想は、令和5年9月29日から施行する。 |

別紙 1 (第4の1(1)⑥関係)

次に掲げる者が利用権の設定等を受けた後において、旧法第18条第2項第2号に規定する土地(以下「対象土地」という。)の用途ごとにそれぞれ定める要件を備えている場合には、利用権の設定等を行うものとする。

- (1) 地方公共団体(対象土地を農業上の利用を目的とする用途たる公用又は公共用に供する場合に限る。)、農業協同組合等(農地法施行令(昭和27年政令第445号)第2条第2項第1に規定する法人をいい、当該法人が対象土地を直接又は間接の構成員の行う農業に必要な施設の用に供する場合に限る。)又は畜産公社(農地法施行令第2条第2項第3号に規定する法人をいい、当該法人が同号に規定する事業の運営に必要な施設の用に供する場合に限る。)
 - 対象土地を農用地(開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。)として利用するため利用権の設定等を受ける場合は、旧法第18条第3項第2号イに掲げる事項が認められること。
 - 対象土地を農業用施設用地(開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農業用施設用地を含む。以下同じ。)として利用するための利用権の設定等を受ける場合は、その土地を効率的に利用できると認められること。
- (2) 農業協同組合法第72条の10第1項第2号の事業を行う農事組合法人(農地所有適格法人である場合を除く。)又は生産森林組合(森林組合法(昭和53年法律第36号)第93条第2項第2号に掲げる事業を行うものに限る。)(それぞれ対象土地を農用地以外の土地としてその行う事業に供する場合に限る。)
 - 対象土地を混牧林地として利用するため利用権の設定等を受ける場合は、その土地を効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことができると認められること。
 - 対象土地を農業用施設用地として利用するため利用権の設定等を受ける場合は、その土地を効率的に利用できると認められること。
- (3) 土地改良法(昭和24年法律第195号)第2条第2項各号に掲げる事業(同項第6号に掲げる事業を除く。)を行う法人又は農業近代化資金融通法施行令(昭和36年政令第346号)第1条第7号もしくは第8号に掲げる法人(それぞれ対象土地を当該事業に供する場合に限る。)
 - 対象土地を農業用施設用地として利用するため利用権の設定等を受ける場合は、その土地を効率的に利用できると認められること。

別紙 2 (第4の1(2)関係)

I 農用地(開発して農用地とすることが適当な土地を含む。)として利用するための利用権(農業上の利用を目的とする賃借権又は使用貸借による権利に限る。)設定又は移転を受ける場合

① 存続期間(又は残存期間)	② 借賃の算定基準
<p>1 存続期間は3年(利用権を設定する農用地に補助事業などを活用して農業用ハウスを設置する場合は、そのハウスの減価償却の期間、農業者年金制度関連の場合は10年、開発して農用地とすることが適当な土地について利用権の設定等を行う場合は、開発してその効用を發揮する上で適切と認められる期間その他利用目的に応じて適切と認められる一定の期間)とする。</p> <p>ただし、利用権を設定する農用地において栽培を予定する作目の通常の栽培期間からみて3年とすることが相当でない認められる場合には、3年と異なる存続期間とすることができる。</p> <p>2 残存期間は、移転される利用権の残存期間とする。</p> <p>3 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により設定(又は移転)される利用権の当事者が当該利用権の存続期間(又は残存期間)の中途において解約する権利を有しない旨を定めるものとする。</p>	<p>1 農地については、農地法第52条の規定により農業委員会が提供する地域の実勢を踏まえた賃借料情報等を十分考慮し、当該農地の生産条件等を勘案して算定する。</p> <p>2 採草放牧地については、その採草放牧地の近隣の採草放牧地の借賃の額に比準して算定し、近傍の借賃がないときは、その採草放牧地の近傍の農地について算定される借賃の額を基礎とし、当該採草放牧地の生産力、固定資産税評価額等を勘案して算定する。</p> <p>3 開発して農用地とすることが適当な土地については、開発後の土地の借賃の水準、開発費用の負担区分の割合、通常の実産力を發揮するまでの期間等を総合的に勘案して算定する。</p> <p>4 借賃を金銭以外のもので定めようとする場合には、その借賃は、それを金額に換算した額が、上記1から3までの規定によって算定される額に相当するように定めるものとする。</p> <p>この場合において、その金銭以外のもので定められる借賃の換算方法については、「農地法の一部を改正する法律の施行について」(平成13年3月1日付け12経営第1153号農林水産事務次官通知)第6に留意しつつ定めるものとする。</p>
<p>③ 借賃の支払方法</p> <p>1 借賃は、毎年農用地利用集積計画に定める日までに当該年に係る借賃の金額を一時に支払うものとする。</p> <p>2 1の支払いは、賃貸人の指定する金融機関の口座に振り込むことにより、その他の場合は、賃貸人の住所に持参して支払うものとする。</p> <p>3 借賃を金銭以外のもので定めた場合には、原則として毎年一定の期日までに当該年に係る借賃の支払等を履行するものとする。</p>	<p>④ 有益費の償還</p> <p>1 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定(又は移転)を受ける者は当該利用権に係る農用地を返還するに際し民法の規定により当該農用地の改良のために費やした金額その他の有益費について償還を請求する場合その他法令による権利の行使である場合を除き、当該利用権の設定者に対し名目のいかんを問わず、返還の代償を請求してはならない旨を定めるものとする。</p> <p>2 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定(又は移転)を受ける者が当該利用権に係る農用地を返還する場合において、当該農用地の改良のため</p>

	に費やした金額又はその時における当該農用地の改良による増価額について当該利用権の当事者間で協議が整わないときは、当事者の双方の申出に基づき、日高村が認定した額をその費やした金額又は増価額とする旨を定めるものとする。
--	---

II 混牧林地又は農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するため利用権（農業上の利用を目的とする賃借権又は使用貸借による権利に限る。）の設定又は移転を受ける場合

① 存続期間（又は残存期間）	② 借賃の算定基準
Iの①に同じ。	<p>1 混牧林地については、その混牧林地の近傍の混牧林地の借賃の額、放牧利用の形態、当事者双方の受益又は負担の程度等を総合的に勘案して算定する。</p> <p>2 農業用施設用地については、その農業用施設用地の近傍の農業用施設用地の借賃の額に比準して算定し、近傍の借賃がないときは、その農業用施設用地の近傍の用途が類似する土地の借賃の額、固定資産税評価額等を勘案して算定する。</p> <p>3 開発して農業用施設用地とすることが適当な土地については、Iの②の3と同じ。</p>

③ 借賃の支払方法	④ 有益費の償還
Iの③に同じ。	Iの④に同じ。

III 農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利の設定を受ける場合

① 存続期間	② 損益の算定基準
Iの①に同じ。	<p>1 作目等毎に、農業の経営の受託に係る販売額（共済金を含む。）から農業の経営の受託に係る経費を控除することにより算定する。</p> <p>2 1の場合において、受託経費の算定に当たっては、農業資材費、農業機械施設の償却費、事務管理費等のほか、農作業実施者又は農業経営受託者の適正な労賃報酬が確保されるようにするものとする。</p>

③ 損益の決済方法	④ 有益費の償還
Iの③に同じ。この場合においてIの③中「借賃」とあるのは「損益」と、「賃貸人」とあるのは「委託者（損失がある場合には、受託者という。）」	Iの④に同じ。

と読み替えるものとする。	
--------------	--

IV 所有権の移転を受ける場合

① 対価の算定基準	② 対価の支払方法
土地の種類及び農業上の利用目的毎にそれぞれ近傍類似の土地の通常取引（農地転用のために農地を売却した者が、その農地に代わるべき農地の所有権を取得するため高額の対価により行う取引その他特殊な事情の下で行われる取引を除く。）の価格に比準して算定される額を基準とし、その生産力等を勘案して算定する。	農用地利用集積計画に定める所有権の移転の対価の支払期限までに所有権の移転を受ける者が所有権の移転を行う者の指定する金融機関の口座に振り込むことにより、又は所有権の移転を行う者の住所に持参して支払うものとする。

③ 所有権の移転の時期
<p>農用地利用集積計画に定める所有権の移転の時期に所有権は移転する。</p> <p>ただし、農用地利用集積計画に定めた対価の支払期限までに対価の全部の支払いが行われなるときは、当該所有権の移転に係る農用地利用集積計画に基づく法律関係は失効するものとする。</p> <p>なお、農業者年金基金又は農地中間管理機構が所有権の移転を行う場合の取扱いについては、それぞれの定めるところによるものとする。</p>